

# 沖縄県立看護大学危機管理規程

(平成 29 年 1 月 18 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機を未然に防止し、又は危機の発生に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制（以下「危機管理体制」という。）を定めることにより、本学の学生及び教職員の安全確保や本学の資産の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 自然災害、事故、事件、健康被害の発生により、学生及び教職員の生命若しくは心身又は本学の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- (2) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講ずるとともに危機発生時においては、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。

(学長等の責務)

第 3 条 学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、本学の危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 事務局長は、学長を補佐し、学長が出張等により不在の場合又は学長に事故あるときは、職務を代行する。
- 3 教職員は、本学における危機管理体制が適切かつ有効に機能するよう危機管理意識を持って、その職務に当たらなければならない。

(危機管理委員会)

第 4 条 学長は、本学における危機管理体制の充実を図るため、沖縄県立看護大学教授会規程第 7 条及び沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程第 7 条に基づき、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(危機に関する通報等)

第 5 条 学生及び教職員は、緊急に対処すべき危機が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、学長に通報しなければならない。

- 2 学長は、前項の通報を受けた場合は速やかに危機の状況を確認し、又は自ら危機を察した場合は、必要な措置を講じなければならない。

(危機対策本部の設置)

第 6 条 学長は、危機が発生又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断した場合は、危機対策本部を設置するものとする。

- 2 危機対策本部に本部長を置き、学長をもって充てる。
- 3 危機対策本部に副本部長を置き、事務局長をもって充てる。
- 4 危機対策本部は、危機に対して迅速に対処するため、本学の規則等により必要とされる手続きを省略することができる。
- 5 危機対策本部の設置について必要な事項は別に定める。
- 6 危機対策本部は、本部長の危機終息宣言をもって解散するものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。